

# 商工建設常任委員会資料

令和4年12月1日～

県土整備部

# 目 次

## I 予算議案

- 令和4年度11月補正予算一覧（県土整備部） ----- P 3
  - ・ 議案第1号 令和4年度宮崎県一般会計補正予算（第6号）
  - ・ 議案第2号 令和4年度宮崎県港湾整備事業特別会計補正予算（第2号）
  - ・ 議案第23号 令和4年度宮崎県一般会計補正予算（第7号）
  - ・ ㊦盛土防災総合推進事業

## II 特別議案

- 議案第10号 工事請負契約の締結について ----- P 18  
（社会資本整備総合交付金事業主要地方道竹田五ヶ瀬線波帰之瀬工区（仮称）波帰之瀬橋橋梁下部工（P2）工事）
- 議案第11号 工事請負契約の締結について ----- P 20  
（県営出来島団地1号棟建設主体工事）
- 議案第12号 工事請負契約の変更について ----- P 22  
（道路メンテナンス事業北方北郷線（仮称）川水流橋上部工工事）
- 議案第15号 公の施設の指定管理者の指定について ----- P 28
- 議案第19号 一ツ葉有料道路の事業変更に係る同意について ----- P 31
- 報告第1号 専決処分の承認を求めることについて ----- P 32

## III 報告事項

- 損害賠償額を定めたことについて ----- P 34

## IV その他報告事項

- 建築基準法に基づく中間検査について ----- P 35

# I 予算議案

(議案第1号・第2号・第23号)

## 令和4年度11月補正予算一覧(県土整備部)

### 1 部総括

(単位:千円、%)

区分 事業別	令和3年度		令和4年度				対前年度 増減額・率 (F-B) (F-B)/B
	当 初 予 算 額 A	11月現計 予 算 額 B	当 初 予 算 額 C	11月現計 予 算 額 D	11月 補 正 額 E	11月補正後 予 算 額 F=D+E	
補助公共 ・ 交付金	32,262,667	34,089,670	32,267,782	36,818,978	<b>22,317,488</b>	59,136,466	(25,046,796) 73.5
県単公共	15,909,037	15,909,037	16,933,926	20,677,926	0	20,677,926	(4,768,889) 30.0
直轄負担	5,924,620	5,924,620	6,387,474	6,587,474	0	6,587,474	(662,854) 11.2
災害復旧	9,070,495	9,070,495	9,070,495	19,945,955	0	19,945,955	(10,875,460) 119.9
(公共計)	(63,166,819)	(64,993,822)	(64,659,677)	(84,030,333)	<b>(22,317,488)</b>	106,347,821	(41,353,999) 63.6
その他	8,298,056	8,348,056	8,441,580	8,741,080	<b>27,804</b>	8,768,884	(420,828) 5.0
一般会計	71,464,875	73,341,878	73,101,257	92,771,413	<b>22,345,292</b>	115,116,705	(41,774,827) 57.0
用地特会	691,142	691,142	567,312	567,312	0	567,312	(▲123,830) ▲17.9
港湾特会	1,312,941	1,312,941	1,224,784	1,224,784	0	1,224,784	(▲88,157) ▲6.7
特別会計	2,004,083	2,004,083	1,792,096	1,792,096	0	1,792,096	(▲211,987) ▲10.6
部予算合計	73,468,958	75,345,961	74,893,353	94,563,509	<b>22,345,292</b>	116,908,801	(41,562,840) 55.2

## 2 補助公共・交付金事業

(単位：千円、%)

区分 事業別	令和3年度		令和4年度				対前年度 増減額・率 (F-B) (F-B)/B
	当 初 予 算 額 A	11月現計 予 算 額 B	当 初 予 算 額 C	11月現計 予 算 額 D	11 月 補 正 額 E	11月補正後 予 算 額 F=D+E	
道 路	18,730,968	19,332,116	19,178,312	21,048,146	<b>11,665,000</b>	32,713,146	(13,381,030) 69.2
河 川	4,243,000	4,243,000	3,752,000	3,895,000	<b>4,038,000</b>	7,933,000	(3,690,000) 87.0
ダ ム	396,900	618,518	555,000	577,579	<b>887,000</b>	1,464,579	(846,061) 136.8
砂 防	4,864,203	4,864,203	4,911,833	4,911,833	<b>4,631,000</b>	9,542,833	(4,678,630) 96.2
港 湾	1,163,603	2,115,750	1,449,932	3,830,759	<b>791,000</b>	4,621,759	(2,506,009) 118.4
住 宅	735,128	735,128	736,360	830,858	0	830,858	(95,730) 13.0
街 路	1,795,310	1,795,310	1,187,279	1,187,279	<b>52,500</b>	1,239,779	(▲555,531) ▲ 30.9
区 画 整 理	29,300	29,300	37,266	37,266	0	37,266	(7,966) 27.2
都 市 公 園	304,255	356,345	459,800	500,258	<b>235,000</b>	735,258	(378,913) 106.3
そ の 他 (盛土防災)	0	0	0	0	<b>17,988</b>	17,988	(17,988) 皆増
計	32,262,667	34,089,670	32,267,782	36,818,978	<b>22,317,488</b>	59,136,466	(25,046,796) 73.5

【参考】「職員費（給与改定に伴う補正）」各課（局）別内訳

（単位：千円）

	補正前の額	補正額	補正後の額
管 理 課	1,545,058	15,385	1,560,443
用 地 対 策 課	59,406	222	59,628
技 術 企 画 課	261,109	889	261,998
道 路 保 全 課	722,867	4,293	727,160
河 川 課	232,689	1,748	234,437
砂 防 課	27,080	80	27,160
港 湾 課	394,317	1,798	396,115
都 市 計 画 課	154,491	807	155,298
建 築 住 宅 課	122,532	582	123,114
営 繕 課	269,247	1,735	270,982
高 速 道 対 策 局	85,719	265	85,984
県 土 整 備 部 計	3,874,515	27,804	3,902,319

### 3 各課（局）別内訳

(単位：千円、%)

会計	課名	令和3年度		令和4年度				対前年度 増減額・率 (F-B) (F-B)/B
		当初 予算額 A	11月現計 予算額 B	当初 予算額 C	11月現計 予算額 D	11月 補正額 E	11月補正後 予算額 F=D+E	
一般 会 計	管理課	1,918,670	1,918,670	1,901,355	1,901,355	15,385	1,916,740	(▲1,930) ▲ 0.1
	用地対策課	570,660	570,660	517,075	517,075	222	517,297	(▲53,363) ▲ 9.4
	技術企画課	385,526	385,526	479,218	479,218	18,877	498,095	(112,569) 29.2
	道路建設課	16,077,604	16,077,604	16,131,210	18,001,044	7,903,000	25,904,044	(9,826,440) 61.1
	道路保全課	15,698,957	16,300,105	16,143,048	16,743,048	3,766,293	20,509,341	(4,209,236) 25.8
	河川課	18,538,549	18,760,167	18,895,523	32,790,369	4,926,748	37,717,117	(18,956,950) 101.0
	砂防課	5,717,397	5,717,397	6,002,880	6,312,880	4,631,080	10,943,960	(5,226,563) 91.4
	港湾課	4,842,740	5,844,887	4,874,806	7,657,326	792,798	8,450,124	(2,605,237) 44.6
	都市計画課	3,160,763	3,212,853	3,016,891	3,135,349	288,307	3,423,656	(210,803) 6.6
	建築住宅課	2,309,992	2,309,992	2,262,882	2,357,380	582	2,357,962	(47,970) 2.1
	営繕課	253,731	253,731	282,151	282,151	1,735	283,886	(30,155) 11.9
	高速道対策局	1,990,286	1,990,286	2,594,218	2,594,218	265	2,594,483	(604,197) 30.4
	計	71,464,875	73,341,878	73,101,257	92,771,413	22,345,292	115,116,705	(41,774,827) 57.0
特別 会計	公共用地取得事業 (用地対策課)	691,142	691,142	567,312	567,312	0	567,312	(▲123,830) ▲ 17.9
	港湾整備事業 (港湾課)	1,312,941	1,312,941	1,224,784	1,224,784	0	1,224,784	(▲88,157) ▲ 6.7
	計	2,004,083	2,004,083	1,792,096	1,792,096	0	1,792,096	(▲211,987) ▲ 10.6
合計	73,468,958	75,345,961	74,893,353	94,563,509	22,345,292	116,908,801	(41,562,840) 55.2	

## 一般会計繰越明許費補正集計表

(単位：千円)

区 分		事業数	申請額
6月議会承認分		19 事業	9,244,698
9月議会承認分		8 事業	2,910,926
小計 (補正前)		27 事業	12,155,624
11月議会申請分 (第6号)	追 加	4 事業	126,300
	変更(増額)	( 12 事業)	2,313,437
		4 事業	2,439,737
11月議会申請分 (第7号)	追 加	1 事業	16,988
	変更(増額)	( 10 事業)	20,257,300
		1 事業	20,274,288
合計 (補正後)		32 事業	34,869,649

※変更の事業数欄の括弧書きは、補正前事業数(27事業)の内数である。

第2表 繰越明許費補正			
1 追 加			
款	項	事 業 名	金 額
土 木 費	道路橋梁費	道路橋梁調査事業	千円 76,000
土 木 費	道路橋梁費	県単舗装補修事業	18,800
土 木 費	河川海岸費	県単砂防調査事業	1,500
土 木 費	港 湾 費	港湾調査事業	30,000
計		4 事業	126,300

第2表 繰越明許費補正			
1 追 加			
款	項	事 業 名	金 額
土 木 費	土木管理費	盛土防災総合推進事業	千円 16,988
計		1 事業	16,988



2 変 更				
款	項	事 業 名	金 額	
			補 正 前	補 正 後
土 木 費	道路橋梁費	公共道路新設改良事業	3,046,860 <sup>千円</sup>	3,856,947 <sup>千円</sup>
土 木 費	道路橋梁費	県単特殊改良事業	324,800	469,800
土 木 費	道路橋梁費	人にやさしい沿道環境整備事業	4,000	23,000
土 木 費	道路橋梁費	公共道路維持事業	2,278,390	2,632,290
土 木 費	道路橋梁費	県単道路維持事業	26,000	119,000
土 木 費	河川海岸費	公共砂防事業	506,220	876,020
土 木 費	河川海岸費	公共急傾斜地崩壊対策事業	535,720	641,120
土 木 費	河川海岸費	県単公共砂防事業	36,000	74,680
土 木 費	河川海岸費	県単公共急傾斜地崩壊対策事業	15,200	47,200
土 木 費	港 湾 費	公共港湾建設事業	1,052,600	1,309,600
土 木 費	都市計画費	公共街路事業	304,000	346,000
災害復旧費	土木施設 災害復旧費	公共土木災害復旧事業	154,125	201,695
<b>計</b>		<b>12 事業</b>	8,283,915	10,597,352
増額 2,313,437千円				

<b>2 変 更</b>				
款	項	事 業 名	金 額	
			補 正 前	補 正 後
土 木 費	道路橋梁費	公共道路新設改良事業	3,856,947 <sup>千円</sup>	11,759,947 <sup>千円</sup>
土 木 費	道路橋梁費	公共道路維持事業	2,632,290	6,394,290
土 木 費	河川海岸費	ダム施設整備事業	221,330	774,630
土 木 費	河川海岸費	公共河川事業	1,185,000	3,537,000
土 木 費	河川海岸費	公共砂防事業	876,020	3,632,520
土 木 費	河川海岸費	公共急傾斜地崩壊対策事業	641,120	2,515,620
土 木 費	河川海岸費	公共海岸保全港湾事業	300,000	350,000
土 木 費	港 湾 費	公共港湾建設事業	1,309,600	2,050,600
土 木 費	都市計画費	公共街路事業	346,000	376,000
土 木 費	都市計画費	公共都市公園事業	128,000	363,000
<b>計</b>		<b>10 事業</b>	11,496,307	31,753,607
<b>増額 20,257,300千円</b>				

## 第3表 債務負担行為補正

## 追 加

事 項	期 間	限 度 額
		千円
(道路建設課)		
公共道路新設改良事業	令和4年度から 令和5年度まで	2,430,000
県単特殊改良事業	令和4年度から 令和5年度まで	95,000
(道路保全課)		
公共道路維持事業	令和4年度から 令和5年度まで	30,000
県単道路維持事業	令和4年度から 令和5年度まで	153,000
県単舗装補修事業	令和4年度から 令和5年度まで	530,000
(河川課)		
公共河川事業	令和4年度から 令和5年度まで	210,000
県単河川調査事業	令和4年度から 令和5年度まで	55,000
(砂防課)		
公共砂防事業	令和4年度から 令和5年度まで	378,800
公共急傾斜地崩壊対策事業	令和4年度から 令和5年度まで	680,100
県単砂防調査事業	令和4年度から 令和5年度まで	10,000
県単砂防事業	令和4年度から 令和5年度まで	18,000
県単砂防等修繕事業	令和4年度から 令和5年度まで	20,000
県単急傾斜地崩壊対策事業	令和4年度から 令和5年度まで	8,000
(港湾課)		
港湾維持管理事業	令和4年度から 令和5年度まで	70,000

事 項	期 間	限 度 額
(都市計画課) 県単都市公園整備事業  公共都市公園事業  (建築住宅課) 県営住宅管理費 (県央・県南地区における県営住宅81 団地管理運営委託)	  令和4年度から 令和5年度まで  令和4年度から 令和5年度まで  令和4年度から 令和9年度まで	千円  26,000  12,000  1,000,000
計	17件	5,725,900

## 第3表 債務負担行為補正

## 追 加

事 項	期 間	限 度 額
(河川課) ダム施設整備事業 渡川ダム ダムメンテナンス事業 (放 流ゲート設備及びダム放流操作装置更 新工事) ダム施設整備事業 立花ダム ダムメンテナンス事業 (放 流ゲート設備更新工事) ダム施設整備事業 綾北ダム ダムメンテナンス事業 (放 流ゲート設備更新工事) ダム施設整備事業 松尾ダム ダムメンテナンス事業 (放 流ゲート設備更新工事)	令和4年度から 令和6年度まで 令和4年度から 令和6年度まで 令和4年度から 令和6年度まで 令和4年度から 令和7年度まで	千円 280,000 240,000 88,000 284,000
計	4件	892,000

令和4年度宮崎県港湾整備事業特別会計補正予算(第2号)

第1表 繰越明許費補正				
変 更				
款	項	事 業 名	金 額	
			補 正 前	補 正 後
土 木 費	港 湾 費	細島港整備事業	220,000 <sup>千円</sup>	340,000 <sup>千円</sup>
計		1 事業	220,000	340,000
増額 120,000千円				



## (新) 盛土防災総合推進事業

### 技術企画課

#### 1 事業の目的・背景

令和4年5月に成立した「宅地造成及び特定盛土等規制法」に基づき、県及び宮崎市（中核市）は、規制区域を指定し、全国一律の基準で危険な盛土等を包括的に規制する必要があるため、規制区域の指定に必要な「基礎調査」等を実施する。

#### 2 事業の概要

(千円)

(1) 予算額：17,988千円		事業費	国費	県費・市費
(2) 財源：一般財源、国費、 宮崎市負担金	環境森林部	58,036	19,012	39,024
(3) 事業期間： 令和4年～令和6年度	農政水産部	6,976	1,992	4,984
(4) 事業内容	県土整備部	17,988	5,662	12,326
	うち宮崎市分負担金	6,657	2,219	4,438
	合計	83,000	26,666	56,334

- ① 基礎調査（規制区域調査）  
規制区域を指定するために必要な地形・地質、土地の利用状況等の調査
- ② 基礎調査（既存盛土調査）  
衛星画像解析等から、規制区域内にある既存盛土の分布状況の把握や、応急対策の必要性を判断
- ③ 盛土110番  
規制区域指定前の危険な駆け込み盛土や、既存の危険な盛土等を的確に把握するため、住民等からの通報窓口となる盛土110番を設置
- ④ 応急対策  
緊急性や危険度の高い盛土等への行政指導、必要に応じて応急対策

#### 3 事業の効果

危険な盛土等を包括的に規制することにより県民の生命・財産を守る。

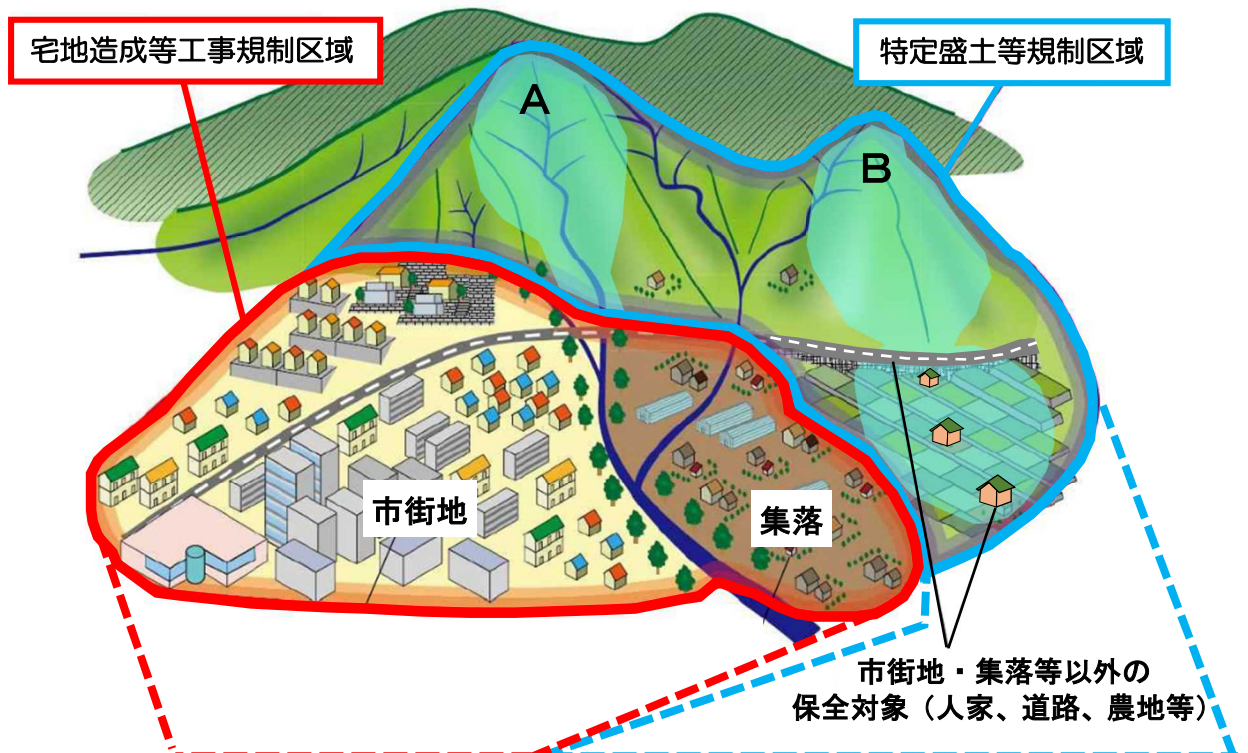
#### 4 今後のスケジュール

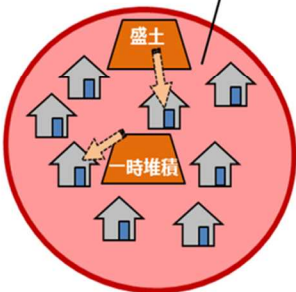
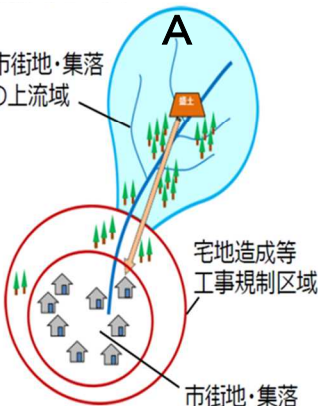
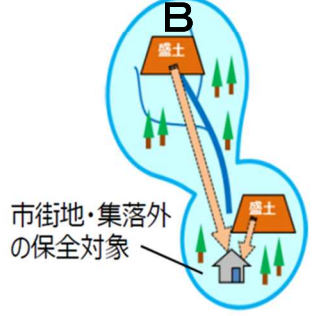
事業内容		R 4	R 5	R 6	R 7
基礎調査 ※	① 規制区域調査		→	規制区域（案） 公表	規制区域指定
	② 既存盛土調査		→	既存盛土の分布図 公表	
	③ 盛土110番の設置		→		
	④ 行政指導、応急対策	→	→	→	

※基礎調査はおおむね5年毎に実施



(参考：規制区域のイメージ)



規制区域	宅地造成等工事規制区域	特定盛土等規制区域	
対象区域	市街地・集落	市街地・集落の上流域	その他
区域の考え方	人家等がまとまって存在しているエリア	市街地や集落から離れていても、市街地や集落に被害を及ぼすおそれのあるエリア	市街地・集落外の保全対象に危害を及ぼすおそれのあるエリア
想定される災害のイメージ	市街地・集落内の盛土等が崩壊し、周辺の人家等に被害を及ぼすケース 	市街地・集落の上流域の盛土等が崩壊し、土石流となって渓流等を流下し、下方の市街地・集落内の人家等に被害を及ぼすケース 	盛土等が崩壊し、周辺の人家等(市街地・集落外)に被害を及ぼすケース ・盛土等が崩壊し、土石流となって渓流等を流下し、下方の人家等(市街地・集落外)に被害を及ぼすケース 

## II 特別議案

(議案第10号)

### 工事請負契約の締結について

道路建設課

社会資本整備総合交付金事業 主要地方道 竹田五ヶ瀬線 波帰之瀬工区 (仮称) 波帰之瀬橋 橋梁下部工 (P 2) 工事の請負契約の締結について

#### 1 事業概要

- |               |                                      |
|---------------|--------------------------------------|
| (1) 路 線 名     | 主要地方道 竹田五ヶ瀬線                         |
| (2) 事 業 名     | 社会資本整備総合交付金事業                        |
| (3) 位 置       | 西臼杵郡 高千穂町大字河内～五ヶ瀬町大字桑野内              |
| (4) 延 長       | 1, 0 0 0 m (波帰之瀬橋新設 L = 4 1 2 mを含む。) |
| (5) 幅 員       | W = 5. 5 ( 7. 0 ) m                  |
| (6) 全 体 事 業 費 | 約 4 8 億円                             |

#### 2 工事概要 (橋梁下部工 (P 2) )

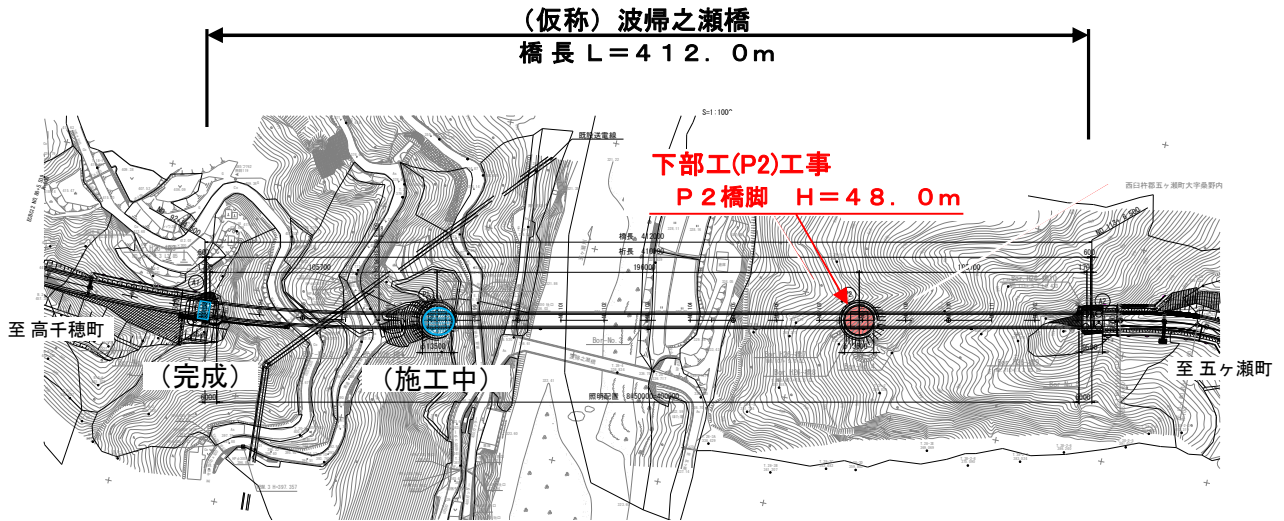
- |             |  |
|-------------|--|
| (1) P 2 橋 脚 | H = 4 8. 0 m                           |
| (2) 基 礎 形 式 | 深礎杭基礎 直径 1 3. 5 m、L = 1 6. 5 m、N = 1 本 |

#### 3 工事請負契約の概要

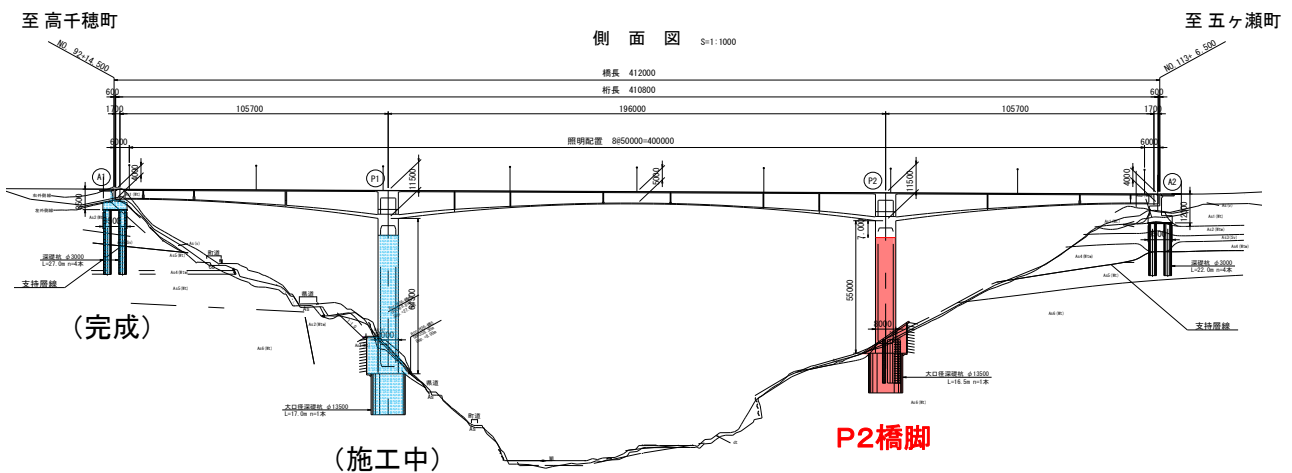
- |                 |                            |
|-----------------|----------------------------|
| (1) 契 約 金 額     | 1, 1 5 8, 3 0 0, 0 0 0 円   |
| (2) 契 約 の 相 手 方 | 山崎・松澤・あさひ 特定建設工事共同企業体      |
| (3) 工 期         | 契約発効の日から令和 8 年 7 月 3 1 日まで |



### 竹田五ヶ瀬線 (仮称)波帰之瀬橋下部工(P2)工事



平面図



側面図

## 工事請負契約の締結について

建築住宅課

県営出来島団地1号棟建設主体工事の工事請負契約の締結について

### 1 事業概要

- |           |             |
|-----------|-------------|
| (1) 団地名   | 県営出来島団地     |
| (2) 事業名   | 公共県営住宅建設事業  |
| (3) 所在地   | 宮崎市出来島町54番地 |
| (4) 敷地面積  | 2,155.83㎡   |
| (5) 事業計画  | 1棟27戸の建設    |
| (6) 全体事業費 | 約7.3億円      |

### 2 工事概要

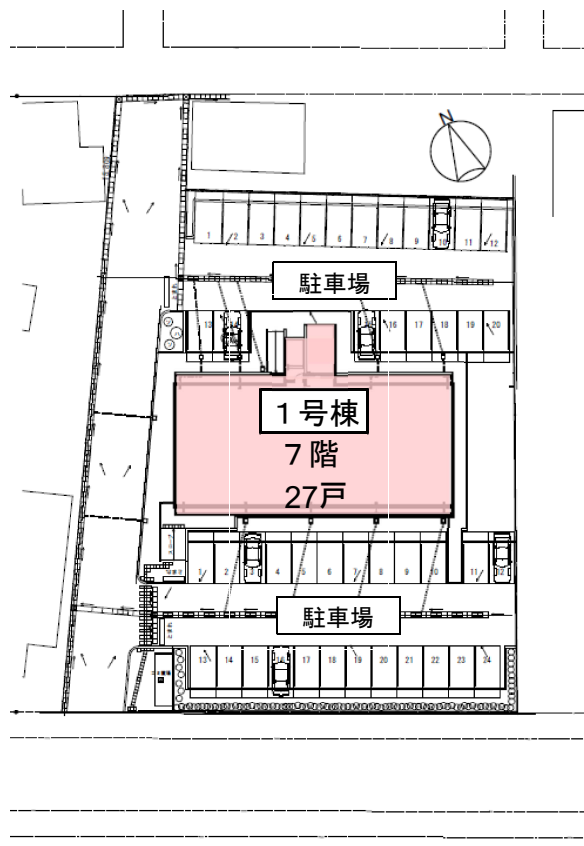
- |           |               |
|-----------|---------------|
| (1) 構造・階数 | 鉄筋コンクリート造 7階建 |
| (2) 延床面積  | 1,985.26㎡     |

### 3 工事請負契約の概要

- |            |                     |
|------------|---------------------|
| (1) 契約の金額  | 478,486,800円        |
| (2) 契約の相手方 | 株式会社志多組             |
| (3) 工期     | 契約発効の日から令和5年12月1日まで |



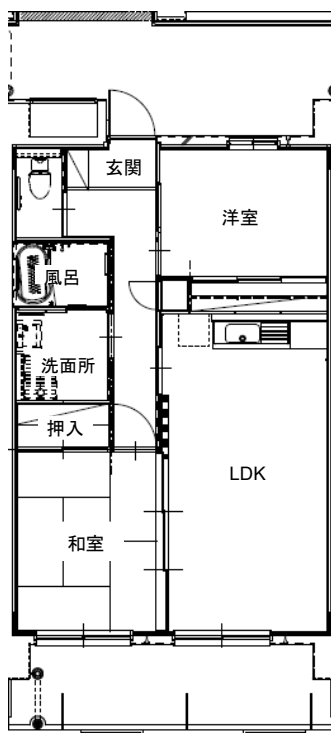
団地位置図



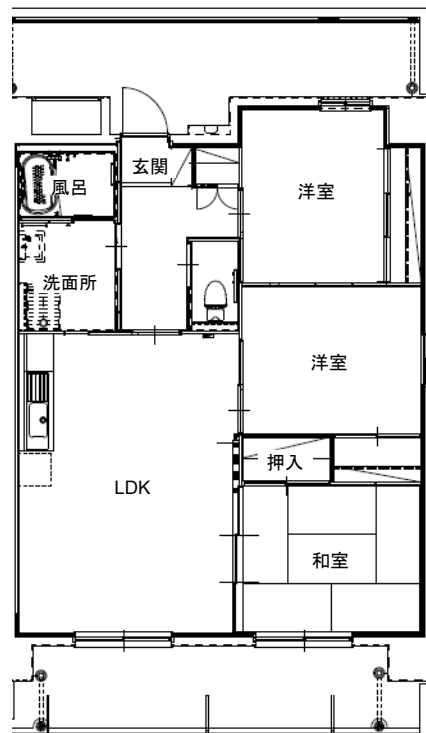
団地配置図



1DK



2LDK



3LDK

間取り図

# 工事請負契約の変更について

## 道路建設課

道路メンテナンス事業 北方北郷線 (仮称) 川水流橋上部工工事の請負契約の変更について

### 1 事業概要

- (1) 路線名 主要地方道 北方北郷線
- (2) 事業名 道路メンテナンス事業
- (3) 位置 延岡市北方町川水流
- (4) 延長 L = 440 m
- (5) 幅員 W = 5.5 (9.0) m
- (6) 全体事業費 約4.1億円

### 2 工事概要 (仮称 川水流橋上部工工事)

- (1) 延長 L = 273.4 m
- (2) 幅員 W = 5.5 (9.0) m
- (3) 形式 鋼5径間連続非合成箱桁
- (4) 架設工法 ベント併用クローラークレーン架設

### 3 工事請負契約の概要

- (1) 契約金額 1,189,505,568円  
変更金額 1,284,418,747円 (94,913,179円増)
- (2) 契約の相手方 横河NS・清本特定建設工事共同企業体
- (3) 工期 令和3年3月8日から令和4年12月28日まで

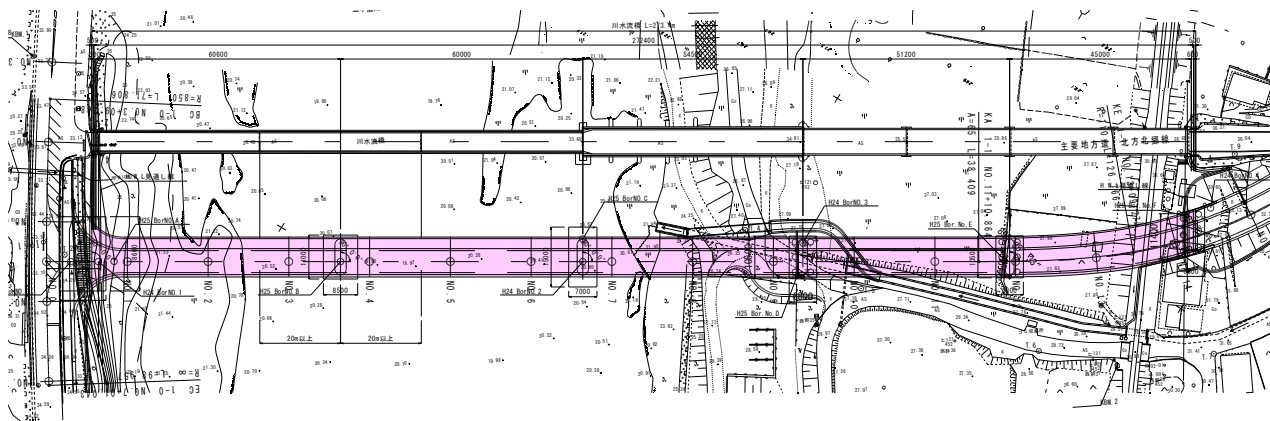
### 4 変更理由

インフレスライド、仮設工事の増加による請負金額の変更



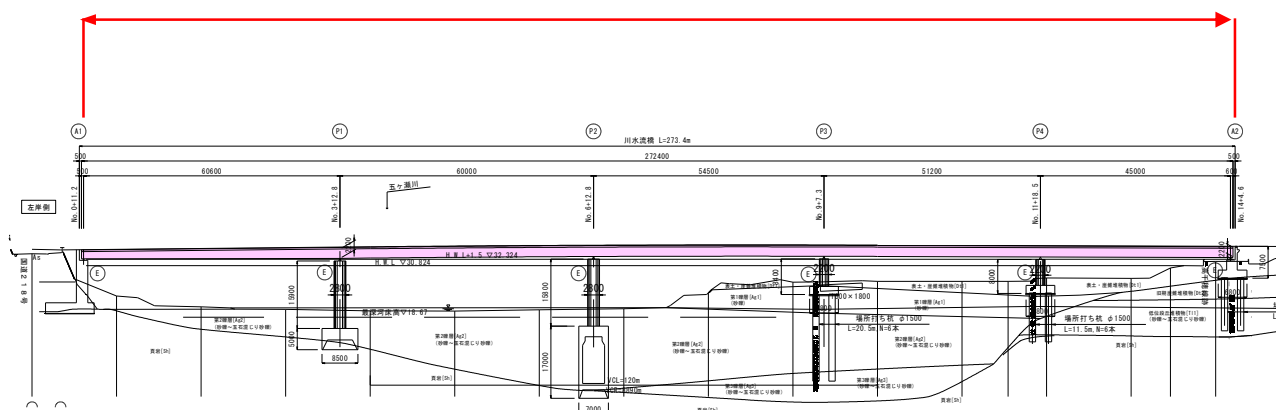
# 県道北方北郷線 (仮称) 川水流橋上部工工事

平面図

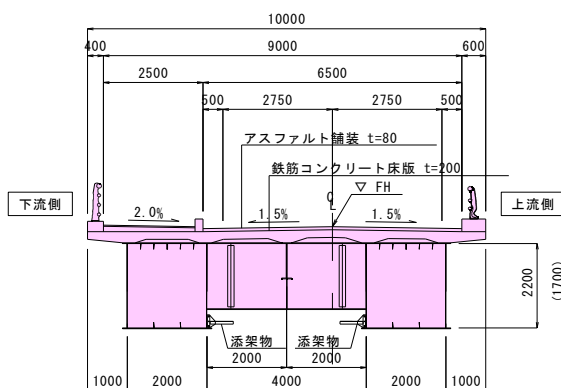


側面図

(仮称) 川水流橋上部工工事  
橋長 L=273.4m



断面図



# インフレスライドによる変更

## 1 国からの通知

国土交通省より「技能労働者への適切な賃金水準の確保について」(R4.2.18)



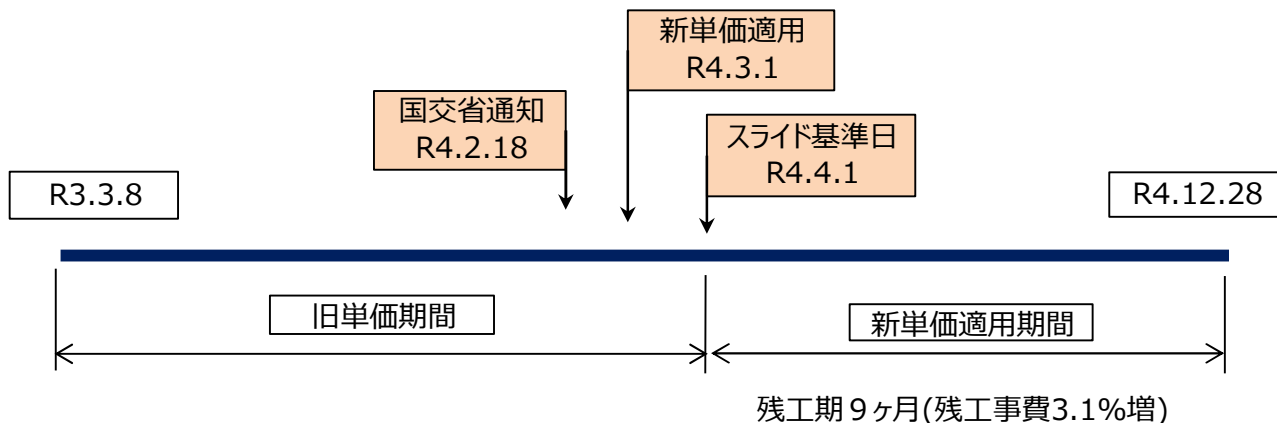
## 2 宮崎県の取扱い

技術企画課より「令和4年3月から適用する公共工事設計労務単価等について」の運用に係わる特例措置について」(R4.3.1)

工事請負契約約款 第25条(賃金又は物価の変動に基づく請負代金の変更) 第6項  
予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負額代金額が著しく不相当となったときは、発注者又は受注者は、前項の規定にかかわらず、請負額代金額の変更を請求することができる。

【適用条件】

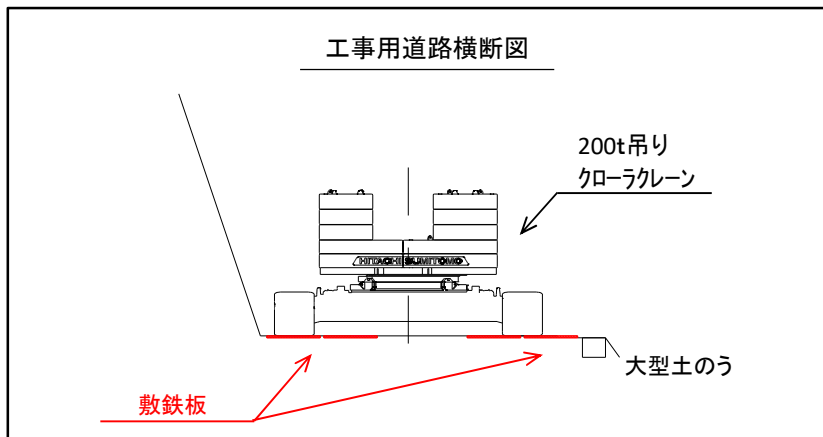
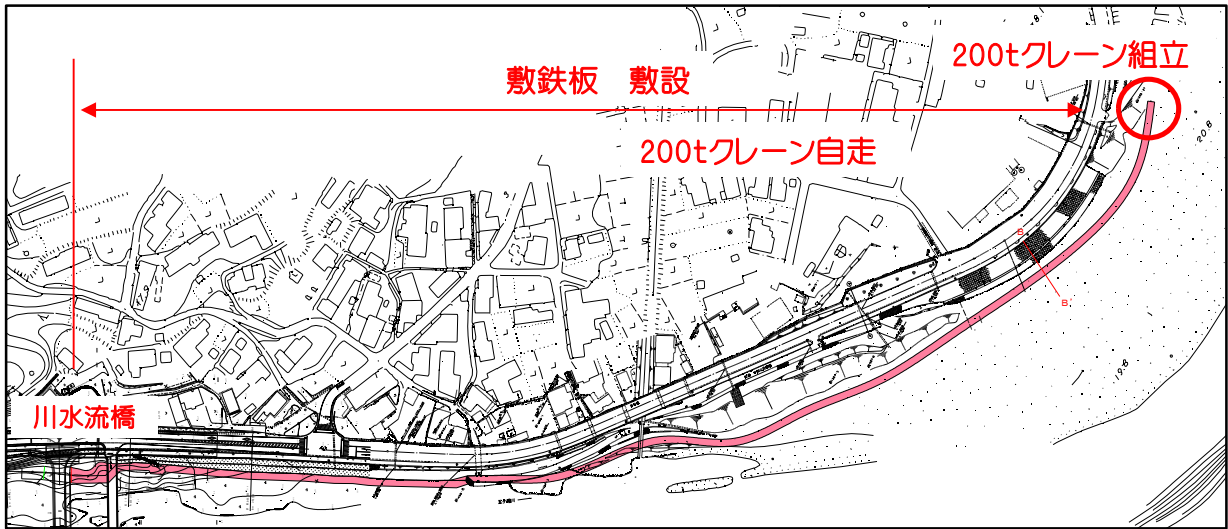
- (1) 残工事の工期が2ヶ月以上あること。
- (2) 新単価適用後の残工事請負額が1.0%以上増加すること。





## 工事用道路の補強(敷鉄板)

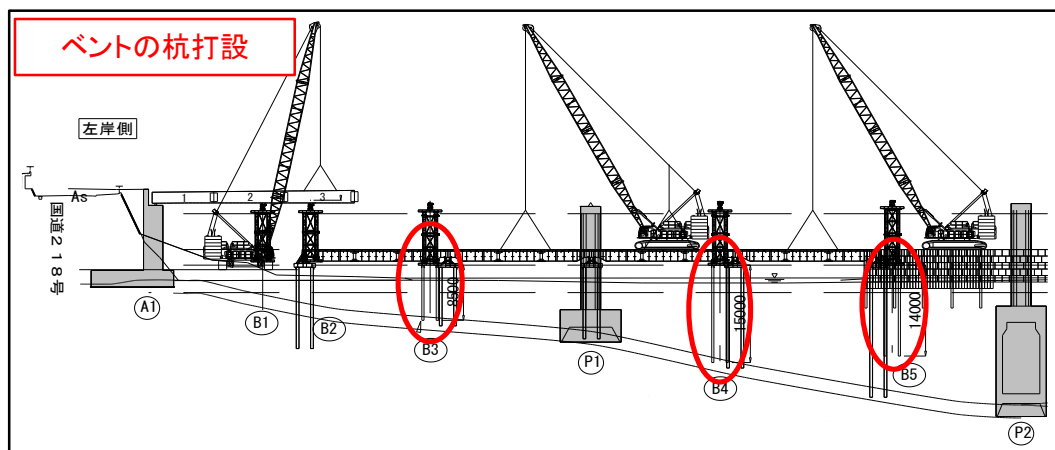
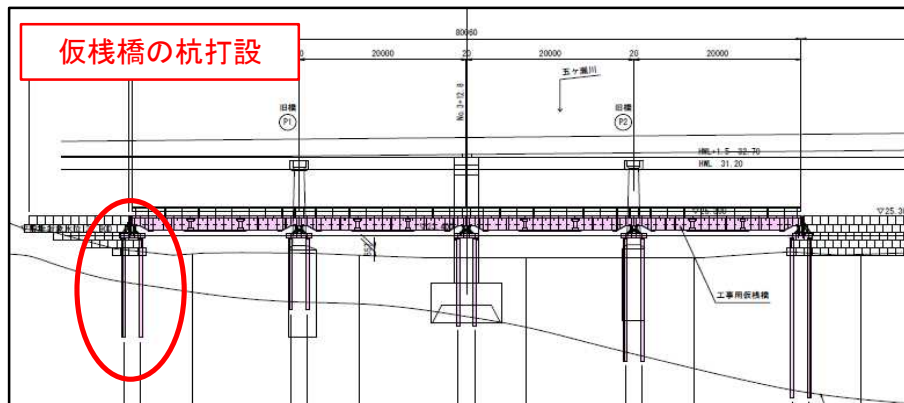
工事用道路について、工場で製作した桁を搬入する際や架設用のクレーンが走行する際に、不安定な地盤であることが判明し走行が困難となったことから、敷鉄板を設置し安定を図ることとした。



【クレーン移動状況】

## 仮栈橋・ベント 削孔機の変更

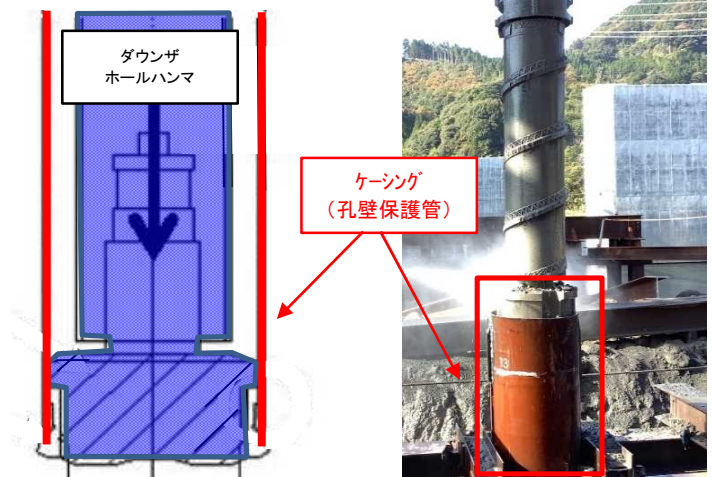
仮栈橋・ベントの杭打設時に、孔壁の自立性が悪い玉石層や岩塊層から崩壊した岩塊等の影響により、掘削機械(ダウンザホールハンマ)が変形・破損し、掘削が困難となった。仮栈橋等の遅れは上部工架設工程に大きく影響することから、孔壁を保護しながら掘削することが可能な連行型ダウンザホールハンマ工法に変更することとした。



ダウンザホールハンマ



連行型ダウンザホールハンマ



ケーシングにより孔壁を安定させる



## 公の施設の指定管理者の指定について

建築住宅課

## 1 施設の概要

- 施設名 県営住宅（宮崎、日南、串間、都城、小林、高岡、西都、高鍋土木事務所管内81団地 6, 642戸）
- 設置目的 住宅に困窮する低額所得者の居住の安定
- 現指定管理者 一般社団法人宮崎県宅地建物取引業協会
- 指定期間 平成30年4月1日～令和5年3月31日（5年間）

## 2 次期指定管理候補者

一般社団法人宮崎県宅地建物取引業協会 代表理事 木田 文男  
 宮崎市潮見町20番地1  
 正味財産 151, 422千円 従業員数 32名

## 3 指定期間

令和5年4月1日～令和10年3月31日（5年間）

## 4 選定概要

## (1) 公募の状況

- ① 募集期間 令和4年7月4日から令和4年9月5日まで
- ② 申請者 一般社団法人宮崎県宅地建物取引業協会

## (2) 指定管理候補者の審査方法

## ① 審査の流れ

審査区分	構成	内容
書類審査	県（施設所管課）	申請書類に基づいて資格審査を実施
指定管理候補者選定委員会による審査	外部委員のみで構成	書類審査を通過した申請者を対象に、各申請者のプレゼンテーション及びヒアリングを行い、審査を実施
指定管理候補者選定会議による確認	県（施設所管部局及び指定管理者制度所管部局）	選定委員会の審査結果を、建築住宅課において選定基準等に基づき評価した結果と照らし合わせ、候補者（案）が異なっていないか確認

※指定管理候補者選定会議の確認後、県において指定管理候補者を選定した。

② 指定管理候補者選定委員会委員

委員長	三宮 基裕	九州保健福祉大学社会福祉学部教授
委員	永野 正規 毛利 博樹 野口 寿尚 米良 恵子	公認会計士 社会福祉法人宮崎県社会福祉協議会地域福祉部長 宮崎市建設部建築住宅課長 江南団地入居者

③ 指定管理候補者選定会議委員

議長	県土整備部長
副議長	県土整備部次長（総括）
委員	県土整備部次長（都市計画・建築担当） 管理課長 建築住宅課長 人事課行政改革推進室長

④ 選定基準・審査項目・配点

選定基準	審査項目	配点
住民の平等な利用の確保	県営住宅の管理運営に関する基本方針	10
	県が示した管理の基準に対する理解及び対応	
県営住宅の効用を最大限に発揮する事業計画	県営住宅に関する利用者サービスの向上に関する提案	30
	県営住宅の設置目的の理解と課題の認識及び指定管理者の業務に対する意欲	
	県営住宅の入居率の向上に関する提案	
	県営住宅の維持管理の適格性	
	利用者満足度の把握や苦情・要望対応、運営改善への反映 自主事業の継続性及び県営住宅の設置目的との適合性	
管理に係る経費の縮減等	指定期間内の指定管理料の基準価格（年額・総額）に対する提案額	20
	業務遂行のための適切な経費の積算	
	管理業務の効率化と経費の縮減に関する考え方・提案	
	維持保全業務の効率化と経費の縮減に関する考え方・提案	
事業計画を確実に実施するための管理運営能力	県営住宅の管理に必要な体制の確保（適正な組織、人員配置、責任体制、能力育成）	30
	継続的に安定した運営が可能な財政的基盤（経営状況）	
	過去の類似業務の実績、評価	
	個人情報保護及び情報公開への対応	
	安全管理、危機管理への対応やリスク管理の具体的な対応策	
地域への貢献等	使用料の収納率及び収入申告書の回収率の向上	10
	地域経済への配慮、障がい者の就労支援への対応	
	環境保全への対応	
	入居者と地域や福祉サービスとの連携への対応 団地自治会の活性化の支援及び団地自治会との連携	
合計		100

### (3) 審査結果及び選定理由

#### ① 指定管理候補者選定委員会における審査結果

選定委員会の審査結果は次のとおりであり、最低基準点（委員合計500点満点の6割（300点））以上である。

一般社団法人宮崎県宅地建物取引業協会：377点

#### ② 指定管理候補者選定会議における確認結果

選定会議の確認結果は次のとおりであり、最低基準点（100点満点の6割（60点））以上である。

一般社団法人宮崎県宅地建物取引業協会：70点

#### ③ 選定理由

- ・ 選定委員会の審査及び選定会議の確認の結果が最低基準点以上であったこと。
- ・ 事業計画や実績等から判断して、施設の管理運営を適正かつ着実に実施する能力を有していると認められること。

## 5 指定管理候補者からの提案内容

### (1) 指定管理料

(単位：千円)

項目	年額	指定期間（5年）計
提案額	200,000	1,000,000
基準価格	200,666	1,003,330
（提案額との差）	（-666）	（-3,330）

### (2) 収支計画

(単位：千円)

内容	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度
収入(a)	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000
指定管理料	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000
支出(b)	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000
人件費	50,500	50,500	50,500	50,500	50,500
グループ管理費	84,000	84,000	84,000	84,000	84,000
印刷、広告費等	14,300	14,300	14,300	14,300	14,300
その他経費	51,200	51,200	51,200	51,200	51,200
収支差額(a-b)	0	0	0	0	0

### (3) 県民サービスの向上等

- ・ 窓口開設時間の延長
- ・ 窓口開設時間外の緊急連絡先をマグネットステッカーにして全戸に配付
- ・ 「収入申告出前相談会」の実施
- ・ 入居者向けの冊子「維持管理のすすめ」の作成
- ・ 年4回の「壁新聞（県営住宅に係る各種手続や留意事項の情報誌）」の発行

## 一ツ葉有料道路の事業変更に係る同意について

道路建設課

### 1 事業変更の理由

有料道路通行料金の障害者割引制度は、一ツ葉有料道路を含む全国の有料道路における共通制度として現在も運用されているところであるが、この度、制度利用者のさらなる負担軽減を図ることを目的に事業内容の変更を行うこととなり、有料道路事業者である宮崎県道路公社から道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第16条第1項の規定に基づく道路管理者の同意を求められたことから、同条第2項の規定に基づき県議会の議決に付するものである。

### 2 事業変更の内容

#### (1) 1人1台要件の緩和

現行の割引制度では、事前に登録された車両（障害者1人につき1台）のみが通行料金の割引対象となっているが、変更後は、割引対象者が運転（又は要介護者の場合は同乗）する場合、事前に登録されていない車両であっても割引対象となる。

なお、タクシー等の営業用、事業用の車両を利用して通行する場合、現行の制度では全て割引対象外となっているが、変更後は、自ら運転できない要介護者がタクシー等を利用して通行する場合のみ割引の対象となる。

#### (2) 申請手続のオンライン化

現行の割引申請手続は、市町村の福祉担当窓口で、直接、身体障害者手帳や療育手帳に必要事項を記載する必要があったが、変更後は、全国の高速道路会社が共同で設置するオンライン申請窓口も利用可能となる。

なお、市町村の福祉担当窓口での割引申請手続は、変更後も継続される。

### 3 今後の手続

「一ツ葉有料道路の事業変更に係る同意」について県議会の議決を経た後、宮崎県道路公社から国土交通大臣へ変更許可申請書を提出する。

### 4 実施期日

宮崎県道路公社が別に定める日から実施し、それまでの間は従前のおりとする。

## 専決処分の承認を求めることについて

道路建設課

防災・安全社会資本整備交付金事業 国道327号（仮称）佐土の谷3号橋上部工工事  
の請負契約の変更に係る専決処分について

### 1 事業概要

- |     |   |   |   |                   |
|-----|---|---|---|-------------------|
| (1) | 路 | 線 | 名 | 国道327号            |
| (2) | 事 | 業 | 名 | 防災・安全社会資本整備交付金事業  |
| (3) | 位 |   | 置 | 諸塚村大字七ツ山～椎葉村大字松尾  |
| (4) | 延 |   | 長 | L = 3, 400 m      |
| (5) | 幅 |   | 員 | W = 5. 5 (7. 0) m |
| (6) | 全 | 体 | 事 | 業                 |
|     | 費 |   |   | 約124億円            |

### 2 工事概要（仮称：佐土の谷3号橋上部工）

- |     |   |   |   |                   |
|-----|---|---|---|-------------------|
| (1) | 延 |   | 長 | L = 124. 0 m      |
| (2) | 幅 |   | 員 | W = 5. 5 (6. 5) m |
| (3) | 形 |   | 式 | PCTラーメン箱桁橋        |
| (4) | 架 | 設 | 工 | 法                 |
|     |   |   |   | 張出架設工法            |

### 3 工事請負契約の概要

- |     |   |   |   |   |                               |
|-----|---|---|---|---|-------------------------------|
| (1) | 契 | 約 | 金 | 額 | 544, 398, 023円                |
|     | 変 | 更 | 金 | 額 | 535, 990, 245円（8, 407, 778円減） |
| (2) | 契 | 約 | の | 相 | 手                             |
|     |   |   |   | 方 | オリエンタル白石・大和開発・旭建設特定建設工事共同企業体  |
| (3) | 工 |   |   | 期 | 令和3年3月8日から令和4年10月31日まで        |
| (4) | 専 | 決 | 年 | 月 | 日                             |
|     |   |   |   |   | 令和4年10月19日                    |

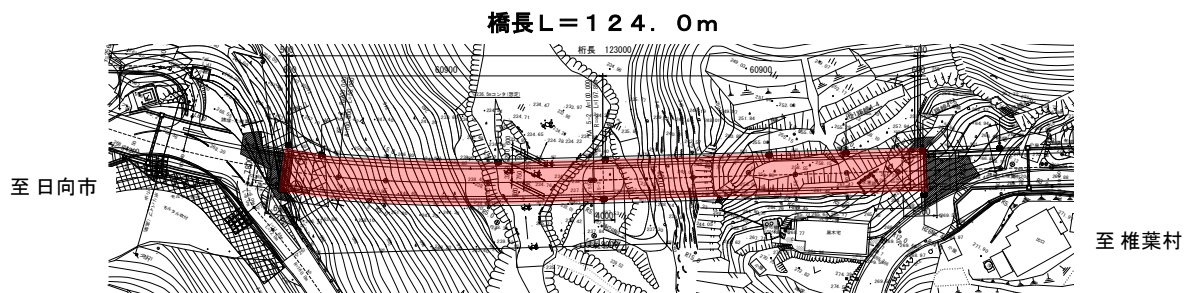
### 4 変更理由

令和4年9月の台風14号により施工現場の前後の道路が被災し、工事の継続が困難となったことによる請負金額の変更

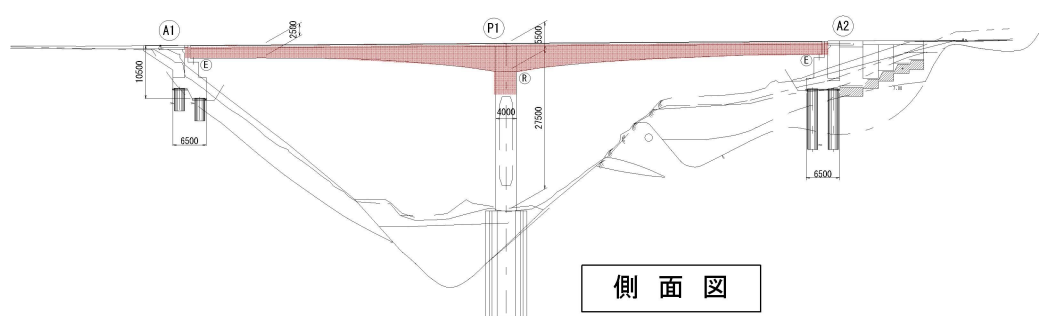


(参考資料)

# 国道327号（仮称）佐土の谷3号橋上部工工事



平面図



## IV その他報告事項

### 建築基準法に基づく中間検査について

建築住宅課

#### 1 概要

建築基準法では建築物の安全性の確保を目的として、中間検査制度が設けられており、対象建築物や検査の時期は法で定めるもののほか、特定行政庁が地域の実情を勘案して指定を行うことができることとなっている。

全国的に不適切な工事監理による違反建築が問題となっていることから、本県においても中間検査の対象建築物等を拡大することとする。

#### 2 現在の中間検査の対象

階数が3以上である共同住宅の2階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事の工程

#### 3 指定する中間検査の対象

##### (1) 対象区域

宮崎県全域（宮崎市、都城市、延岡市及び日向市を除く。）

##### (2) 対象建築物

①長屋又は共同住宅で階数が2以上のもの

②鉄筋コンクリート組積造

ただし、上記①、②のうち、仮設建築物等を除く。

##### (3) 特定工程（検査の時期等）

構造耐力上主要な部分の施工段階で以下のとおり

構造種別	指定する特定工程
木造	屋根の小屋組工事及び構造耐力上主要な軸組工事 (枠組壁工法等は耐力壁の工事等)
鉄骨造	1階の鉄骨その他の構造部材の建て方工事
鉄筋コンクリート造他	2階の床（階数が1の建築物にあつては屋根）及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事
その他の構造	2階の床（階数が1の建築物にあつては屋根）及びこれを支持するはりを取り付ける工事

#### 4 施行スケジュール

令和5年 3月 告示

令和5年10月 施行